

まほろば秦野通信

令和5年9月22日

タイトル	使用済み紙おむつ 全保育所等で持ち帰り廃止になります
When (いつ)	10月1日～
Where (どこで)	市内保育所等（33カ所） ※9月30日以前から持ち帰りを廃止している保育所も含む
What (なにを)	保護者による使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止し、保育所等で回収します。
How (どのように)	
Why (なぜ)	「女性と子どもが住みやすいまちづくり」の取り組みの一環で、保護者の負担を軽減するとともに、保育士等による紙おむつの振り分け業務を廃止し、負担軽減につなげるため。
問い合わせ	保育子ども園課 認定・入所担当：前田 電話：0463（82）9606